

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定

(環境対策課) 一

○道路の区域変更(二件)

(道路課) 一

○道路の供用開始(二件)

(同) 二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課) 二

○土砂災害警戒区域の指定

(同) 四

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 五

○県営土地改良事業計画の変更

(農村振興課) 五

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程

(同) 五

○公立大学法人宮城大学平成二十六年年度財務諸表の公告

(同) 六

告 示

○宮城県告示第九百七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年九月二十九日

一 形質変更時要届出区域

塩竈市港町一丁目七十七番、七十八番一

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

○宮城県告示第九百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 相馬大内線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変 更 の 後		敷 地 の 幅 員 (メートル)		敷 地 の 延 長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
伊具郡丸森町大内字青葉南二番一地从先から							
三・七	三・八	三・七	三・八	三・七	三・八	四〇・八	四〇・八
同郡同町大内字青葉南一八番一地从先まで							
三・八	三・九	三・八	三・九	三・八	三・九	四〇・八	四〇・八
伊具郡丸森町大内字青葉上三一番一地从先から							
四・二	四・三	四・二	四・三	四・二	四・三	一一〇・六	一一〇・六
同郡同町大内字青葉上三七番二地从先まで							
四・八	四・九	四・八	四・九	四・八	四・九	一一〇・六	一一〇・六
伊具郡丸森町大内字青葉上七三番二地从先から							
五・六	五・七	五・六	五・七	五・六	五・七	五二・三	五二・三
同郡同町大内字青葉上無番地先まで							
六・三	六・四	六・三	六・四	六・三	六・四	五二・三	五二・三

伊具郡丸森町大内字青葉上一五五番一地从 から	前	六・四	一五・七	四八・一
同郡同町大内字青葉上五九番一八地先まで	後	六・四	二八・七	四八・一
伊具郡丸森町大内字青葉上五九番一八地先 から	前	五・一	七・六	四七・六
同郡同町大内字青葉上五九番一八地先まで	後	五・四	二二・六	四七・六

○宮城県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間 本吉郡南三陸町戸倉字戸倉五六番一地从先から 同郡同町戸倉字戸倉六〇番三地从先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	一一・〇	一一三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	一一・〇	一一三・〇	
	後B	一一・〇	一一三・〇	

○宮城県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬大内線	伊具郡丸森町大内字青葉南二番一地从先から 同郡同町大内字青葉南一八番一地从先まで 伊具郡丸森町大内字青葉上三三番一地从先から 同郡同町大内字青葉上三七番二地从先まで 伊具郡丸森町大内字青葉上七三番二地从先から 同郡同町大内字青葉上無番地先まで 伊具郡丸森町大内字青葉上一五五番一地从先から 同郡同町大内字青葉上五九番一八地先まで 伊具郡丸森町大内字青葉上五九番一八地先から 同郡同町大内字青葉上五九番一八地先まで	平成二十七年 九月二十九日

○宮城県告示第九百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字戸倉五六番一地从先から 同郡同町戸倉字戸倉六〇番三地从先まで	平成二十七年 十月一日

○宮城県告示第九百一十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所

2 郷田沢 2 1	1 郷田沢 2 1	中板谷の 2	中板谷の 1	下実成	下堰場の 3	横沢	獅子前	鳶沢	堰場の 1	耳取	中齊的場宅地	日向	下り松	畑沢	上町沢	板谷沢	2 南板谷沢 1	1 南板谷沢 1	上堰場沢	
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
黒川郡富谷町西成田字郷田二番	黒川郡富谷町西成田字郷田二番	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	黒川郡大郷町東成田字中板谷、字板谷西山	黒川郡大郷町川内字姥ヶ沢畑	黒川郡大郷町川内字上堰場	黒川郡大郷町不來内字横沢	黒川郡大郷町石原字獅子前	黒川郡大郷町柏川字新	黒川郡大郷町不來内字堰場	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	黒川郡大郷町大松沢字中齊的場宅地	黒川郡大郷町柏川字日向	黒川郡大郷町石原字下り松	黒川郡大郷町大松沢字旅籠屋	黒川郡大郷町大松沢字沢屋敷	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	黒川郡大郷町東成田字板谷西山	黒川郡大郷町川内字長福寺山	

次の図のとおり

宮城県土木部
防災課及び宮城
県仙台土木事務
所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

長栄前沢	仏所	向大童	鷹乃杜四丁目	長柴一番	仏所の 4	新養禪寺	岩木沢	袋二番の 1	袋二番の 2	和合田二番の 1	3 郷田一番の	4 郷田一番の	郷田三番	長柴一番	三合田沢の 2	長栄前の 1	富ヶ丘三丁目	仏所の 4
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡富谷町石積字長栄前	黒川郡富谷町富谷字仏所	黒川郡富谷町大童字養禪寺	黒川郡富谷町鷹乃杜四丁目、富谷字大清水下	黒川郡富谷町西成田字長柴一番	黒川郡富谷町富谷字仏所	黒川郡富谷町大童字養禪寺	黒川郡富谷町大童字岩木沢	黒川郡富谷町大亀字袋二番	黒川郡富谷町大亀字袋三番	黒川郡富谷町大字石積字十文字	黒川郡富谷町西成田字郷田一番	黒川郡富谷町西成田字郷田一番	黒川郡富谷町西成田字郷田二番	黒川郡富谷町西成田字長柴一番	黒川郡富谷町石積字三合田沢	黒川郡富谷町石積字長栄前	黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目	黒川郡富谷町富谷字仏所

て縦覧に供する。

○宮城県告示第九百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
郷田沢1	土石流	黒川郡富谷町西成田字郷田一番	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四條第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九條の規定により公告する。

平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション 病院	黒川郡富谷町成田一三一一	平成二十七年四月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フジ調剤薬局	巨理郡巨理町字旧館三十一	平成二十七年三月一日

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
甲子調剤薬局	柴田郡大河原町字甲子町三一	平成二十七年三月一日
船迫調剤薬局	柴田郡柴田町西船迫二二一十三	平成二十七年三月一日
末広調剤薬局	岩沼市末広二二一七	平成二十七年三月一日
船岡調剤薬局	柴田郡柴田町船岡中央三一三一三十二	平成二十七年三月一日
薬局みどりの風	石巻市蛇田字新埴寺百四十一一三	平成二十七年四月一日
にこにこ堂調剤薬局	気仙沼市田中前四一四一五	平成二十七年四月一日
しらかし台薬局	宮城県利府町しらかし台一一一十四	平成二十七年四月一日
薬局バル	栗原市志波姫堀口源光五十六一	平成二十七年四月一日
ナカムラ薬局	栗原市高清水桜丁三十八一三	平成二十七年四月一日
サミー調剤薬局	名取市手倉田字堰根七百一	平成二十七年五月一日
調剤薬局ココロエル	黒川郡富谷町上桜木二丁目三三六	平成二十七年五月一日
まつい調剤薬局	登米市迫町佐沼天神前八十一四	平成二十七年五月一日
石巻医薬品センター薬局	石巻市大街道西二丁目一二十三	平成二十七年六月一日
おやま調剤薬局	名取市小山二丁目三二二六六一号	平成二十七年七月一日
オリーブ調剤薬局	栗原市金成沢辺木戸口七十一二十二	平成二十七年八月一日
やすらぎ調剤薬局	柴田郡村田町大字小泉字西浦八八一一	平成二十七年八月一日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字柁沢九十一一	平成二十七年九月一日
有限会社たかはし薬局	宮城県松島町高城字町百五十三	平成二十七年九月一日

訪問看護ステーション和

大崎市古川中島町三ー十

平成二十七年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十七年九月二十九日

一 病院・診療所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	医療法人社団小泉クリニック	名 称	大崎市古川西館三ー六ー六十	所 在 地
変更後	医療法人社団名取駅西口クリニック	名 称	大崎市古川西館三ー六ー六十	所 在 地
変更前	医療法人菅野愛生会古川緑ヶ丘病院	名 称	名取市手倉田八幡四百二十八ー一	所 在 地
変更後	医療法人菅野愛生会ころのホスピタル・古川グリーンヒルズ	名 称	名取市手倉田八幡四百二十八ー一	所 在 地

変更前	くるみ薬局	名 称	大崎市古川穂波四丁目二百七十三ー四	所 在 地
変更後	くるみ薬局	名 称	大崎市古川穂波四丁目二十一ー十四	所 在 地
変更前	船岡調剤薬局	名 称	柴田郡柴田町船岡中央三ー三ー三十二	所 在 地
変更後	船岡調剤薬局	名 称	柴田郡柴田町船岡中央三ー四三三十一ー三	所 在 地

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地
-----	-------

変更前	気仙沼市三日町三ー一ー一
変更後	気仙沼市三日町一ー二ー二十八

○県宮城下地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。
平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第二号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の施行に関する次のこと。

- (1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認
- (2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

別表第二各課長の項第六号チを次のように改める。

チ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規程の施行の日の前日までに公営企業管理者に対してなされた建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認については、なお従前の例による。

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学平成二十六年年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

平成二十七年九月二十九日

公立大学法人宮城大学

理事長 西 垣 克